

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオンタウン糸魚川
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1外
設置者 イオンタウン株式会社 ほか2者
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社北越ケース
（変更前）午前10時から午後9時
（変更後）午前9時から午後9時
- 3 変更年月日
平成30年3月10日
- 4 変更の理由
建物4における開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
- 5 届出年月日
平成30年3月9日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成30年4月3日から平成30年8月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp